

# 山田みやこの活動報告

令和4年5月20日(金)

オンラインセミナー『66年ぶりに改正される「売春防止法」

新たな法律「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

— 支援現場で「生きた法律」に

令和4年5月19日 衆議院本会議において議員立法により法案が成立した。支援現場にいる4名から講話とディスカッションが行われた。

講師 横田 千代子氏(全国婦人保護施設等連絡協議会 会長)  
戒能 民江氏 (お茶の水女子大学名誉教授)  
堀 千鶴子氏 (城西国際大学教授)  
橘 ジュン氏 (NPO法人BONDプロジェクト 代表)  
村木 太郎氏 (若草プロジェクト 理事)

〈売春防止法に終止符が打たれた〉

1956年以来婦人保護事業の根拠法として「保護・更生」「要保護女子の更生」とみなし、主権者としての女性ではなかった。

〈新法のポイント〉

保護・更生から人権尊重・人権擁護へ  
地域格差解消のためのナショナルスタンダードを作る  
利用者の意向で最適な支援にする  
専門的技術・知識経験のある福祉職としての女性相談  
支援員

国は基本方針、県は基本計画を策定  
名称変更⇒女性相談支援センター  
女性相談支援員  
女性自立支援施設

民間と行政の協働  
民間団体への財政支援  
行政の意識改革

保護・指導・監視ではなく、日常会話が出来る関係  
にしていく。

令和4年施行、3年を目途に改正を検討

※女性自立のための新法になることにより、若年女性は民間団体の役割が増えてくるため民間団体への財政援助が必要となる。しかし行政としても、同時に関わり方も充実させていかなければならない。

オンラインセミナー 66年ぶりに改正される「売春防止法」！

※New! あらたな法律  
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」  
— 支援現場で「生きた法律」にするために —

今国会で「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しようとしています。新しい法律を支援の現場で活用するためには何が必要か？何が大切か？  
女性支援の各分野から発信します。  
※第一部＝講話 第二部＝講師によるディスカッション

日時:2022年5月20日(金) 14:00～16:00  
参加申込み 下記のメールアドレスにお申込みください  
cloverhonbu@orion.ocn.ne.jp

- ・ウェブナーで実施します。カメラなしでもご参加いただけます。
- ・裏面の申込書を添付のうえ、または申込書の内容を直接メールしてください。
- ・申込書が届き次第、参加URLとID、パスワードを送ります。
- ・申込みに係るパスワード等はご本人のみの利用で他人への提供や貸与はできません。
- ・受講申込みでご提供いただいた個人情報は本セミナー以外で使用することはありません。

講話 戒能 民江氏(お茶の水女子大学名誉教授)  
堀 千鶴子氏(城西国際大学教授)  
村木 太郎氏(若草プロジェクト代表理事)  
橘 ジュン氏(BONDプロジェクト代表)  
横田 千代子(全国婦人保護施設等連絡協議会会長)

主 催:全国婦人保護施設等連絡協議会  
連絡先:上記申込メールアドレス 電話03-3824-2002(横田)